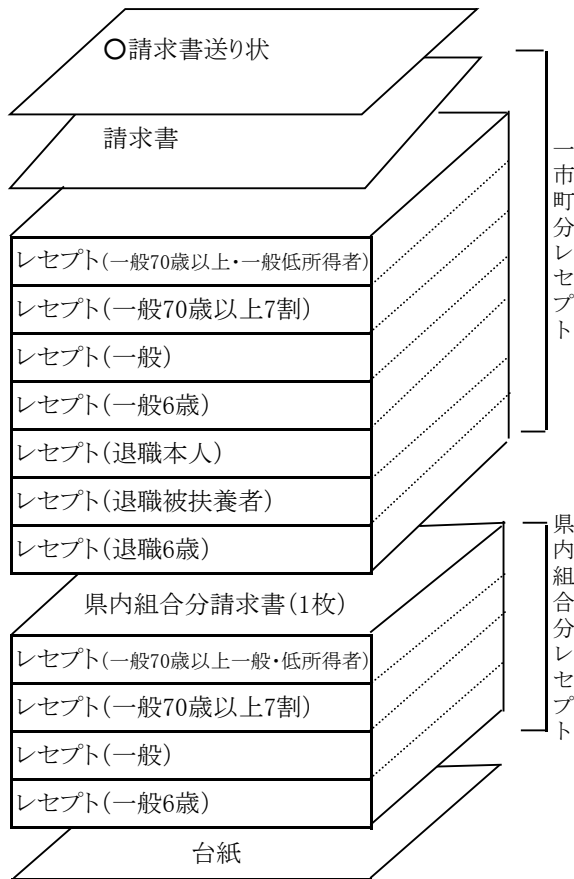


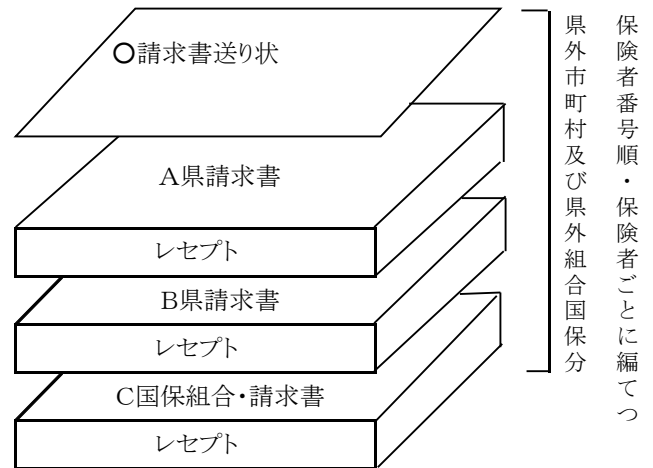
## 診療報酬請求書送り状・診療報酬請求書及び診療報酬明細書の編てつ方法

(\*県内分、県外分それぞれに、ひも一本で綴じてください。)

### ◎県内分



### ◎県外分



※県外分については、県内分と同様に各保険者(市・町・村・国保組合)ごとに、請求書をそれぞれ1枚添付して編てつしてください。

#### ◎県内分として扱う国保組合

- ・香川県医師国保組合
- ・香川県建設国保組合

#### ◎県外分として扱う国保組合

- ・上記2組合以外の国保組合

入院・入院外がある場合は、入院で上記の順に固めて、その下に入院外で上記の順に固めて、各保険者ごとに編てつしてください。

県内分編てつ順	
高松市	370015
丸亀市	370023
坂出市	370031
∫	∫
綾川町	370916
香川県医師国保	373019
香川県建設国保	373043

なお、資格者証の方(被保険者証の記号が「資-香川〇〇」と記載)は、「特別療養費」となりますので、別紙送り状(資格証明書用)を添付の上、レセプトにも朱書きで「特別療養費」と記載して別綴じて請求して下さい。